一、議決ノ場合ニ於テハ議長ハ其ノ決スル所ニ依ルコト

一、任意委員ハ方針ノ決定ニ際シ意見ヲ述ブルコトヲ得

委員ニ対シ関係官庁ノ諒解ヲ求ムル為協力ヲ要請スルコト

一、任意委員ハ本会ノ決定ニ基キ其ノ所属スル官庁又ハ其ノ

主管ニ属スル事項ニ関シ積極的ニ協力スルコト

一、本会ハ必要ニ応ジ関係官庁ノ職員ヲ出席セシメ説明又ハ

意見ヲ聴取スルコトヲ得

一、本会ハ必要ニ応ジ専門ノ調査員ヲ置クコトヲ得

一、本会ハ必要ニ応ジ小委員会ヲ設置スルコトヲ得

一、本会ハ必要ニ応ジ関係官庁ノ職員ヲ以テ幹事ヲ置キ庶務ヲ

処理セシムルコトヲ得

一、本会ハ必要ニ応ジ関係官庁ノ職員ヲ以テ連絡員ヲ置キ連絡

ヲ図ラ